

就学援助費について（お知らせ）

本制度は、経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、お子様が学校で学習するために必要な費用の一部を援助するものです。就学援助費の受給を希望される方は、下記の概要により、申請してください。なお、前年度に引き続き、就学援助費の受給を希望される方についても、再度の申請が必要です。

1. 対象者		
① 世帯の令和3年度（令和2年中）の合計所得金額が、所得基準額（※）以下の世帯		
② 生活保護を受けている世帯 ※申請の必要はありません。また、修学旅行費と医療費のみの支給となります。		
※所得基準額（令和3年4月1日時点）		
世帯構成	所得基準額	
	持家の場合	借家の場合
40歳、14歳、9歳の3人世帯	約237万円	約282万円
40歳、40歳、14歳、9歳の4人世帯	約234万円	約280万円
40歳、40歳、14歳、9歳、4歳の5人世帯	約250万円	約295万円
70歳、40歳、40歳、14歳、9歳、4歳の6人世帯	約279万円	約328万円
注 意 事 項	・「世帯構成」は一例です。年齢やひとり親家庭であるかどうか等により所得基準額は変わります。 ・「借家の場合」の所得基準額は上限額であり、家賃の金額により下がる場合があります。 ・同一世帯の全員の所得を合算して算定します。別世帯で単身赴任の方がいる場合も含まれます。 ・ 所得の申告をされていない場合、本援助は受けられません。申告は必ず済ませておいてください。 ※所得の申告方法等については、税務課へお問合せください。	

2. 申請方法	
提出物	① 令和3年度就学援助費受給申請書 ※学校毎に1枚ずつ提出が必要です。 ②以下の添付書類（該当する方のみ） 賃貸住宅にお住まいの方 ・賃貸契約書の写し（物件の所在地及び家賃額がわかるもの） 令和3年1月2日以降に阪南市に転入された方 ・令和3年度の所得が証明できるもの（以下のうち、いずれか1つ。写しでも可。） (1) 課税（所得）証明書 ※前居住地の市区町村で発行してください。 (2) 市民税・府民税の特別徴収税額の決定・変更通知書 または 課税明細書 ※6月頃に勤務先もしくは前居住地の市区町村から送付されます。
提出先	阪南市教育委員会事務局 教育総務課（市役所2階26番窓口） または 学校
申請期限	令和3年6月4日（金）まで ※提出期限以降も2月末日までは申請を受け付けますが、受付日以降分のみの支給となります。

3. 支給方法など		
認定時期	令和3年7月中（申請期限後は随時）	
支給方法	認定後の学校給食費	教育委員会から学校給食会へ直接支払います。 ※ただし、認定されるまでの期間の保護者負担分は返金します。
	上記以外	申請書に記載された指定口座へ振込みます。
支給予定日	第1回	令和3年9月17日（金）
	第2回	令和4年1月28日（金）
	第3回	令和4年3月31日（木）

4. 支給内容				
支給対象費目	年間支給額		支給予定回	
	小学校	中学校		
学用品費	11,630円	22,730円	第1～3回	
通学用品費	2,270円(1年生除く)	2,270円(1年生除く)	第1～3回	
新入学児童生徒学用品費 (4/1時点認定者のみ)	51,060円(1年生のみ)	60,000円(1年生のみ)	第1回	
入学準備費(※)	60,000円(阪南市立中学校に進学する小学校6年生のみ)		第3回	
修学旅行費	実費(限度額22,690円)	実費(限度額60,910円)	実施後の直近回	
校外活動費	泊なし	実費(限度額1,600円)	実費(限度額2,310円)	実施後の直近回
	泊あり	実費(限度額3,690円)	実費(限度額6,210円)	実施後の直近回
学校給食費	実費		第1～3回	
日本スポーツ振興センター共済掛金 (5/1時点認定者のみ)	460円 (災害共済給付に加入している方のみ)		第1回	
医療費(※)	別記参照		随時	

※入学準備費について

注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・入学準備費は阪南市立中学校に進学する小学校6年生のみが対象です。 ・小学校1年生の方で入学準備費を受給した方は、当該生徒の新入学児童生徒学用品費は支給されません。 ・令和2年度就学援助費において、入学準備費を受給された方で、阪南市立中学校に進学された方については、支給単価増額分を支給します。 ・令和4年度に阪南市立小学校に進学する5歳児への入学準備費は、別途案内予定です。
---------	--

※医療費について **(生活保護を受けている方のみが対象となります)**

対象となる病気	トラコーマ、結膜炎、白癬、かいせん、のうかしん、う歯(虫歯)、寄生虫病、アデノイド、慢性副鼻腔炎(急性副鼻腔炎、アレルギー性副鼻腔炎は除く)
支給額	治療費自己負担分(保険治療分のみ)
対象期間	当該年度認定日～当該年度末(年度途中で認定廃止となった場合は、その前日まで)
申請方法	①対象となる病気で医療機関にて受診する際に、学校へ医療券の交付を申請する。 (この際、保護者及び児童生徒のマイナンバーの写しの提出が必要です。) ②約1週間後、学校より保護者へ医療券が交付される。 ③医療機関にて受診する際に、医療機関窓口へ医療券を提出する。 ④治療完了後、領収書原本及び医療券を、学校または教育総務課へ提出する。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本援助認定前に保護者が治療費を負担した場合は、医療機関にて医療券に必要事項を記入押印してもらい、医療券及び領収書を学校または教育総務課へ提出してください。 ・翌年度4月10日(土日祝の場合は前日)までに医療券の申請をしない場合は、原則として、治療費を支給することはできません。

5. 注意事項

- ・記載事項に変更が生じた場合(世帯構成の変更等)は、速やかに再申請してください。
 ※再申請がない場合は、支給を停止する場合があります。
 また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変してお困りの方はご相談ください。
- ・学校徴収金に未納が生じた場合は、学校長口座へ振込みますので、併せて委任状にも署名・捺印願います。
 ※委任状に署名・捺印がなく、学校徴収金に未納が生じた場合は、支給を停止します。

問合せ先 〒599-0292 阪南市尾崎町 35 番地の 1
 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 教育総務課
 TEL : 072-471-5678 (内線 : 2520)